

第2期岐阜県再犯防止推進計画
(素案)

(令和5年12月)

(目次)

第1章	計画の趣旨	1
1	計画の目的	1
2	計画の期間	2
3	計画の対象者	2
4	他の計画との関係	5
5	計画の構成	5
第2章	再犯防止をとりまく状況	6
1	岐阜県の現状	6
2	第1期計画に基づく県の取組	8
第3章	計画の基本方針と施策体系	9
1	基本方針	9
2	施策体系	12
第4章	具体的な施策	13
1	地域による包摂・連携体制の推進	13
(1)	関係機関の連携強化	13
(2)	市町村における再犯防止の推進支援	13
(3)	必要な支援が受けられる総合相談支援体制の構築支援	14
(4)	県地域生活定着支援センターの活動強化	14
2	就労・住居の確保	16
(1)	就労の確保に向けた支援	16
(2)	住居の確保に向けた支援	18
3	保健医療・福祉サービスの利用の促進	20
(1)	高齢者又は障がい者への支援	20
(2)	薬物依存等の問題を抱える者への支援	21
4	学校等と連携した修学支援	23
(1)	児童・生徒等への健全な育成支援	23
(2)	学校等と連携した立ち直り・学び直し支援	23
5	様々な課題を抱える者への効果的な支援	25
(1)	特性に応じた支援	25
(2)	暴力団離脱者支援及びストーカー加害者に対するアプローチ等	26
6	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	27
(1)	民間協力者の確保・活動支援	27
(2)	民間協力者に対する表彰	28
(3)	県民の理解を得るための啓発活動	28

第1章

計画の趣旨

1 計画の目的

(1) 再犯防止の推進とは

平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（以下、「再犯防止推進法」という。）が成立し、同年12月14日に公布・施行されました。再犯防止推進法は、再犯防止等に関する施策を推進することによって、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的としています。

このため、本県の再犯防止の推進は、再犯防止推進法の目的に則り、犯罪をした者等が社会復帰するための仕組みづくりの推進と、犯罪をした者等を社会の構成員として受け入れることへの県民の理解を促進するものです。

■再犯の防止等の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(国等の責務)

第4条（第1項略）

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づき、国の再犯防止推進計画（以下、「国計画」という。）を勘案して策定することとされている「地方再犯防止推進計画」として策定するものです。

2 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、関連施策の見直しや、社会情勢の変化を踏まえ、適宜必要な見直しを行います。

3 計画の対象者

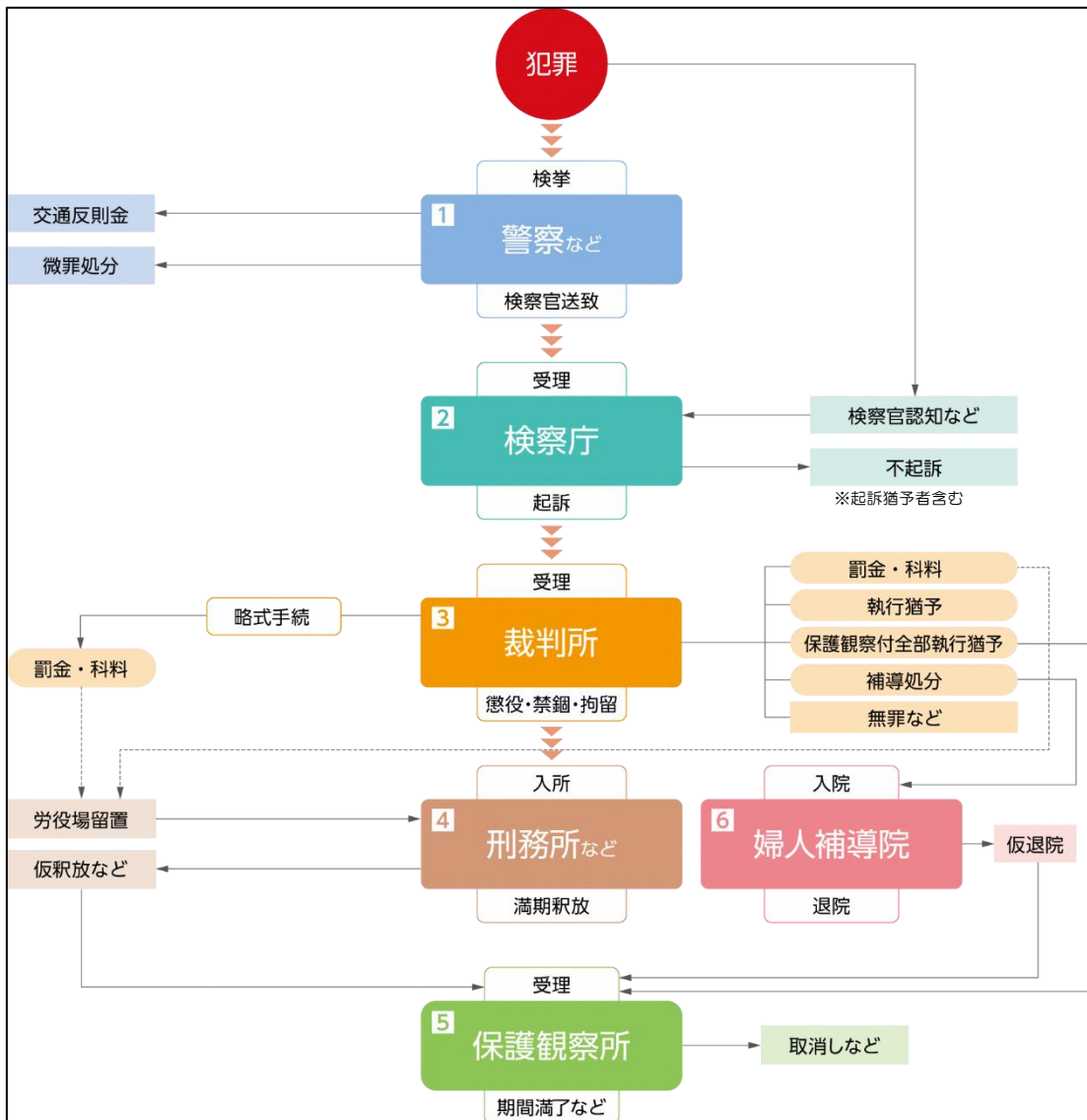
本計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とし、具体的には、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所、少年院、少年鑑別所等）出所者、非行少年又は非行少年であった者のうち、支援が必要な者です。

■再犯の防止等の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

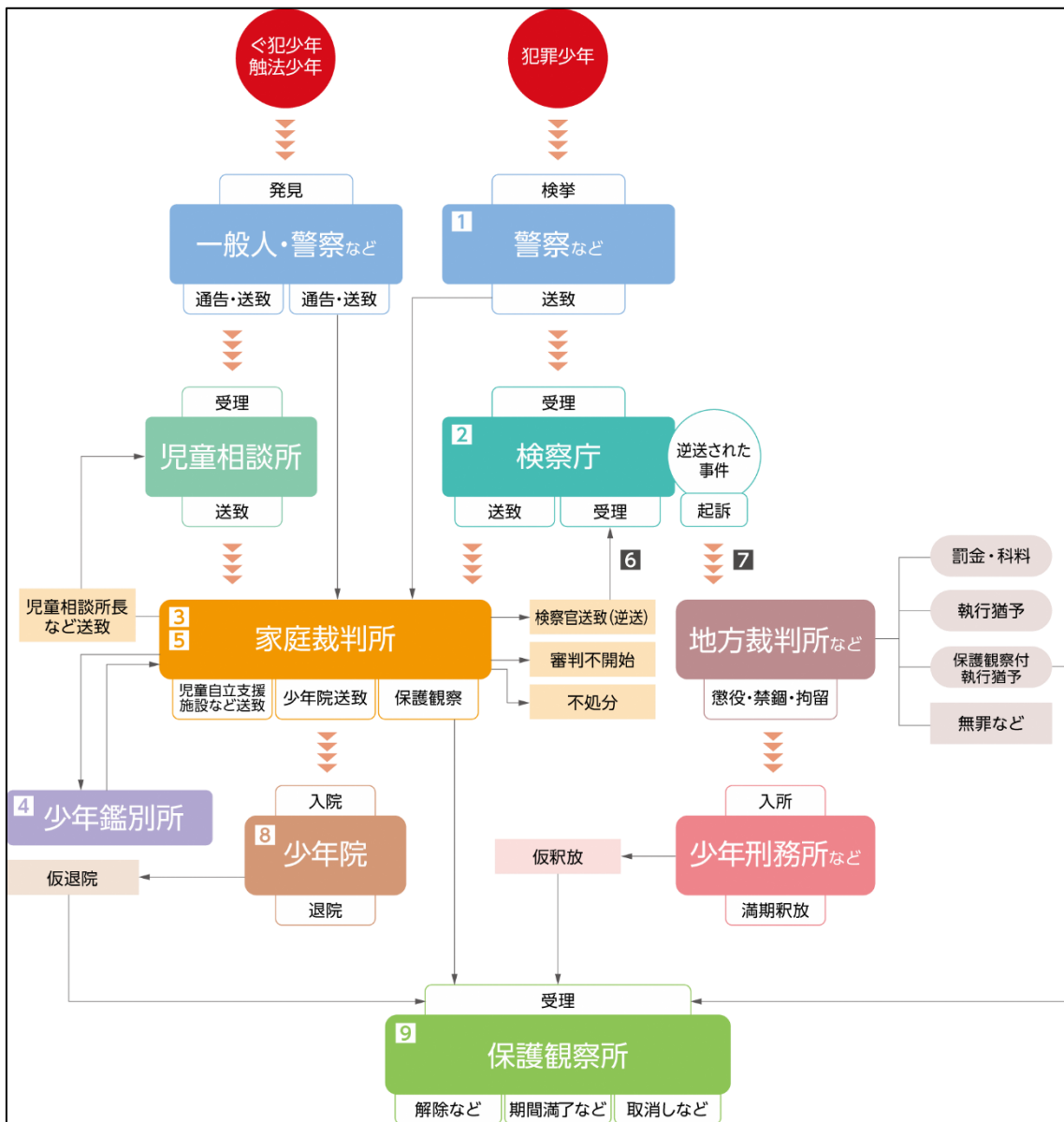
- 一 本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者 又は 犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。
- 二 本法における指導及び支援は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、対象者の意思に反して行ってはならないものであることに鑑み、その旨並びに指導及び支援を受けるように説得する場合には執拗に行ってはならないことを周知徹底させること。

【成人による刑事事件の流れ】



出典：法務省ホームページ

【少年非行に関する手続の流れ】

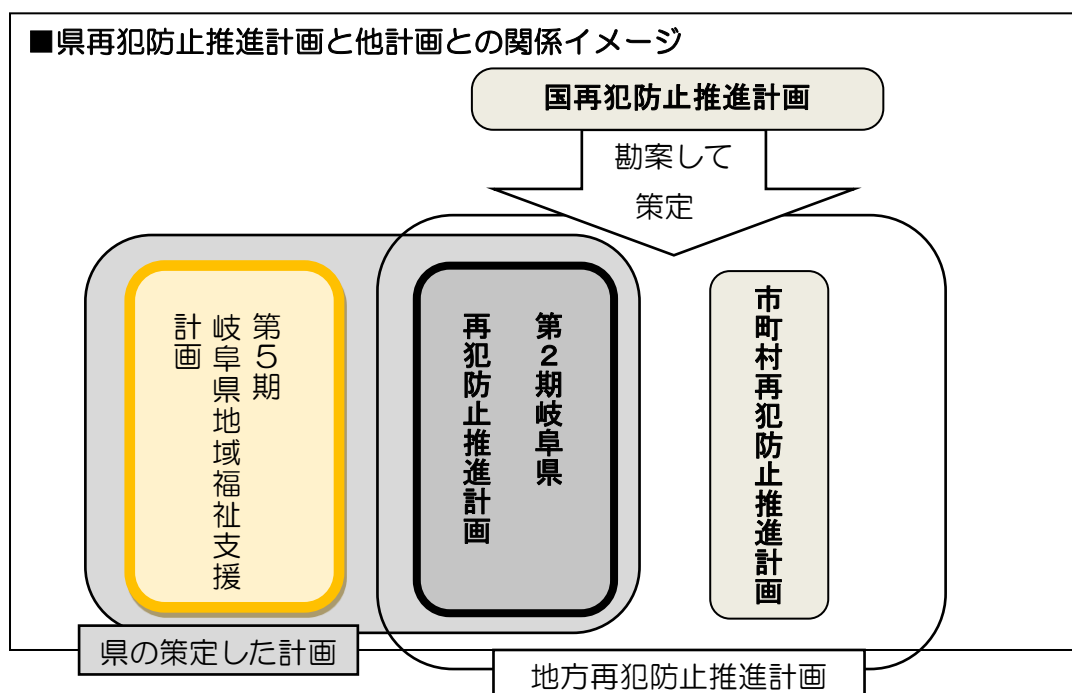


出典：法務省ホームページ

4 他の計画との関係

本計画は、県と同様に市町村が国計画を勘案して策定する地方再犯防止推進計画と並立の関係にあります。

また、別途、県が策定する第5期岐阜県地域福祉支援計画において、同計画の一部とみなすと位置付けており、第4章において、「岐阜県再犯防止推進計画に基づき、…（中略）…関係機関と連携して、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用促進等に取り組みます」と記述しています。



5 計画の構成

本計画の趣旨に従い、第2章では、国の再犯防止推進計画の基準値を参考に本県の再犯防止を取り巻く状況を整理しています。

続く第3章では、本計画の基本方針を設定し、基本方針に基づいた6つの柱と、15の施策を掲げています。なお、この15の施策は、国の再犯防止推進計画を勘案したものとなっています。

第4章では、各具体的施策について、現状と課題を分析のうえ、県としての今後の取組方針を記載しています。

第5章では、策定した計画の主な推進方法について記載しています。参考資料では、犯罪をした者等に対する支援制度や相談窓口等を紹介しています。

第2章

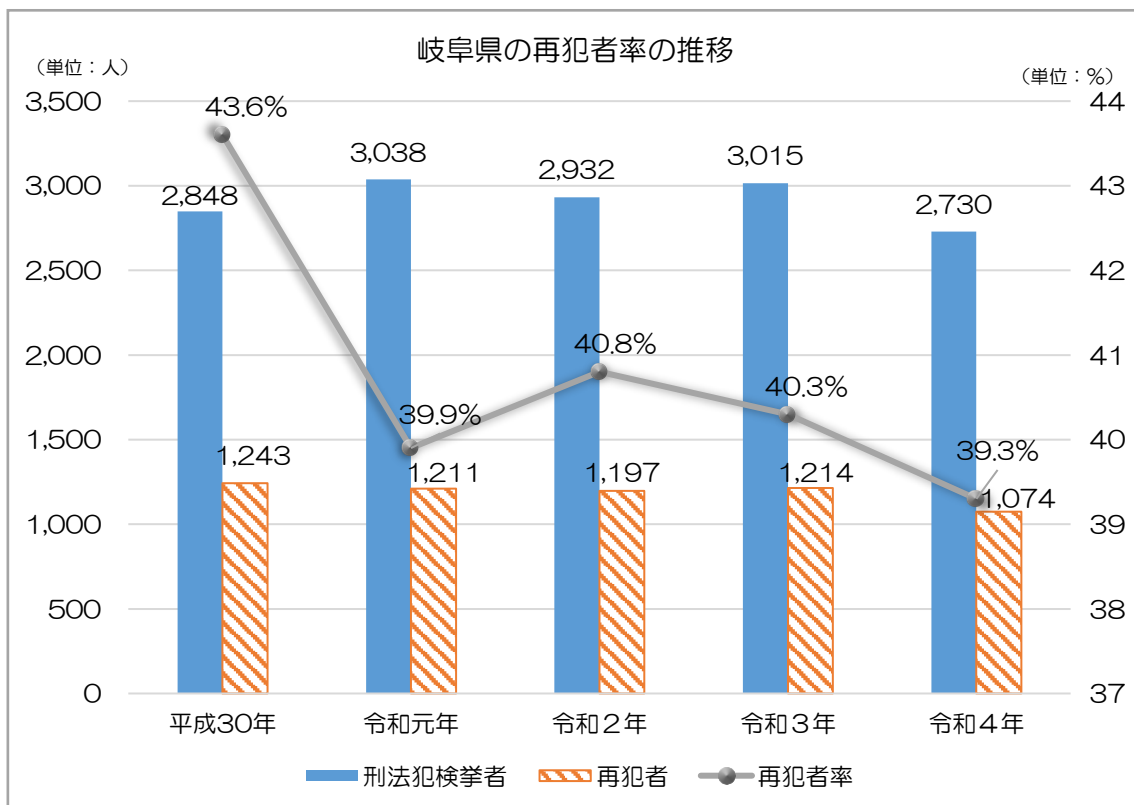
再犯防止をとりまく状況

1 岐阜県の現状

県内の再犯者率・再入率の状況

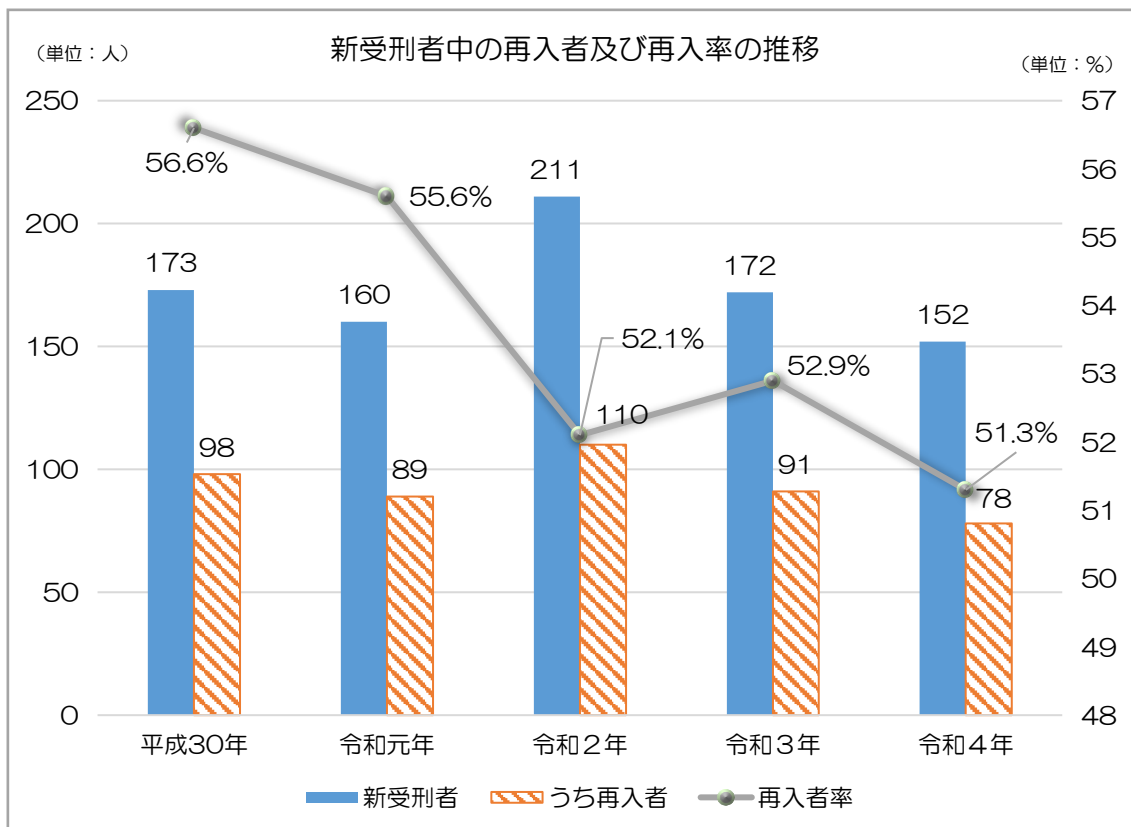
令和4年の岐阜県内の刑法犯検挙者 2,730 人のうち、再犯者は 1,074 人で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は、39.3%となっています。

平成30年以降の5年間で、県内の刑法犯検挙者は横ばいですが、これに占める再犯者率は、令和2年以降、減少傾向となっています。



出典：法務省大臣官房秘書課統計データ

また、令和4年に刑務所、少年刑務所及び拘置所（以下、「刑事施設」という。）に入所した受刑者のうち、犯行時に居住地が岐阜県であった者は152人でしたが、このうち、刑事施設への再入者は78人となっており、新受刑者に占める再入者の割合（再入者率）は51.3%となっています。



出典：法務省大臣官房秘書課統計データ

2 第1期計画に基づく県の取組

(1) これまでの取組内容

県では第1期計画に基づき、国、市町村、民間団体を含めた支援機関との連携強化や、県民の再犯防止に対する理解促進などを目的として、各種施策に取り組んできました。

具体的には、岐阜県再犯防止推進協議会を設置し、様々な関係機関と情報共有や意見交換を実施することで相互理解を図り、連携を強化してきました。

さらに、県民や関係機関等への再犯防止に関する理解を促進するために、再犯防止推進セミナーや研修等の啓発事業を実施しました。

その結果、県内の市町村による地方再犯防止推進計画の策定数は増加し、令和5年4月1日時点では、20の市町村で策定されています。

その他にも、県地域生活定着支援センターによる矯正施設等を出所した者等に対する福祉的支援や、県総合人材チャレンジセンターによる就労支援、住宅確保要配慮者が入居できる住宅の確保等に取り組んできました。

こうした一つ一つの取組を通じて、県内の再犯防止を推進してきました。

(2) 今後の課題

一方、コロナ禍による行動制限の緩和の影響もあり、令和4年の県内の刑法犯認知件数は11年ぶりに増加に転じる中、犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が依然として多く存在します。

そのため、第1期計画で取り組んできた市町村における包括的な支援体制の整備の促進や、住居支援や就労支援、保健医療・福祉サービスの利用に繋ぐ支援などの各施策の取組を更に深化させ、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現していく必要があります。

“息の長い”支援を行うには、官民一体となって取り組んでいくことが効果的です。そのため、分野を超えた様々な関係機関に参画してもらえよう働きかけ、より一層の連携を図っていく必要があります。

第3章

計画の基本方針と施策体系

1 基本方針

犯罪をした者等が、あらゆる段階において切れ目なく必要な支援を受けられるとともに、県民の理解と協力を得て、社会の一員として復帰し、地域に定着できるよう支援することにより、県民の犯罪被害を防止する。

犯罪をした者等の中には、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。

そのような者の再犯を防止するためには、本人の強い意志と努力のみならず、行政や更生保護関係者、福祉関係者、様々な相談支援機関・団体が連携し、仕事や住居の確保支援、必要な保健医療・福祉サービスの利用支援、学び直し支援などが求められています。

また、犯罪をした者等が社会復帰することで、例えば、安定した収入を得ることが可能となれば、被害者への賠償義務の履行が可能となるなど、被害者支援の実現にもつながっていきます。

そのため、第2期計画では、第1期計画の基本方針・施策体系を踏襲しつつ、国の第二次再犯防止推進計画が示す5つの基本方針及び7つの重点分野を勘案した施策を実施することにより、矯正施設出所者のみならず、刑事司法手続の入口段階である被疑者・被告人や保護観察終了者も含め、あらゆる段階において切れ目のない“息の長い”支援を推進します。

こうした支援を県民の理解と協力のもと、様々な関係機関が連携を図りながら行うことで、犯罪をした者等が社会的に孤立することなく、地域社会の一員として復帰することにより再犯を防止し、もって県民が犯罪の被害を受けることなく安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

なお、本計画の理念は、平成27（2015年）9月に国連で採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）とも関連するものであり、計画の推進に当たっては、SDGsの趣旨も踏まえて取組を進めます。

(主に関連するSDGsのゴール)



■再犯の防止等の推進に関する法律

(基本理念)

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

■国の第二次再犯防止推進計画（R5.3.17閣議決定）

〔5つの基本方針〕

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・居住の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

2 施策体系

施策体系は、以下のとおりです。

1 地域による包摂・連携体制の推進

- (1) 関係機関の連携強化
- (2) 市町村における再犯防止の推進支援
- (3) 必要な支援が受けられる総合相談支援体制の構築支援
- (4) 県地域生活定着支援センターの活動強化

2 就労・住居の確保

- (1) 就労の確保に向けた支援
- (2) 住居の確保に向けた支援

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- (1) 高齢者又は障がい者への支援
- (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援

4 学校等と連携した修学支援

- (1) 児童・生徒等の健全な育成支援
- (2) 学校等と連携した立ち直り・学び直し支援

5 様々な課題を抱える者への効果的な支援

- (1) 特性に応じた支援
- (2) 暴力団離脱者支援及びストーカー加害者に対するアプローチ等

6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

- (1) 民間協力者の確保・活動支援
- (2) 民間協力者に対する表彰
- (3) 県民の理解を得るための啓発活動

1 地域による包摂・連携体制の推進**(1) 関係機関の連携強化****① 現状と課題**

県では、第1期計画で設置した「岐阜県再犯防止推進協議会」の開催により、関係機関との相互理解や連携強化に取り組んできました。

犯罪をした者等が地域の一員として社会復帰するには、本人が地域に立ち戻ることができる環境を整備することが必要です。そのため、様々な関係機関と連携して相互に理解を図りながら支援を実施していくことが重要です。

加えて、犯罪をした者等が地域で包摂されて生活するには、市町村による支援が必要不可欠です。市町村と刑事司法機関等との連携だけでなく、市町村同士でも連携を図れる体制を推進していくことが必要です。

② 具体的な取組

- 岐阜県再犯防止推進協議会において関係機関と情報共有や意見交換を行い、各関係機関が実施する取組を相互に理解するなど、連携強化を図ります。
- 市町村が実施する再犯防止に関連する取組の事例や課題の共有等を行う会議の開催などにより、市町村が再犯防止に関連する取組を円滑に実施できるように支援します。
- 孤独・孤立対策として構築した官民連携プラットフォームにおける加入団体同士の情報共有や包括的な情報発信等により、連携した支援を行います。

(2) 市町村における再犯防止の推進支援**① 現状と課題**

市町村が実施している事業には、犯罪をした者等の社会復帰に有効な支援制度がいくつもあります。しかし、現状、全ての市町村において地方再犯防止推進計画が策定されておらず、再犯防止に資する施策が整合性をもって総合的に推進されていない状況です。

そのため、市町村の再犯防止に関する取組を支援し、再犯防止活動を県内全域に広げていく必要があります。

② 具体的な取組

- 市町村に対してセミナーや研修会などを開催し、再犯防止への理解の促進等を図ることで、市町村の地方再犯防止推進計画の策定を支援します。
- 市町村が実施する再犯防止に関連する取組の事例や課題の共有等を行う会議の開催などにより、市町村が再犯防止に関連する取組を円滑に実施できるように支援します。（再掲）

(3) 必要な支援が受けられる総合相談支援体制の構築支援

① 現状と課題

近年の社会情勢が不安定な中、県民が抱える課題はより複合化・複雑化しています。そのため、一つの担当部署では対応できないケースがあるなど、分野横断的な支援が求められます。

そのため、犯罪をした者等も含めて、包括的な相談支援が受けられる体制整備を推進していく必要があります。

② 具体的な取組

- 複合化・複雑化する課題を抱える人や、既存の制度に位置付けられていないが何らかの支援を必要とする人にも対応する、包括的な相談支援のための体制を各市町村において整備できるよう支援します。
- 保護観察終了者等が悩みや困りごとを相談できる体制を推進し、息の長い支援を行います。
- 再犯防止に関する支援ページを新設し、関係機関の取組や助成制度等の情報共有・情報発信、啓発を行います。

(4) 県地域生活定着支援センターの活動強化

① 現状と課題

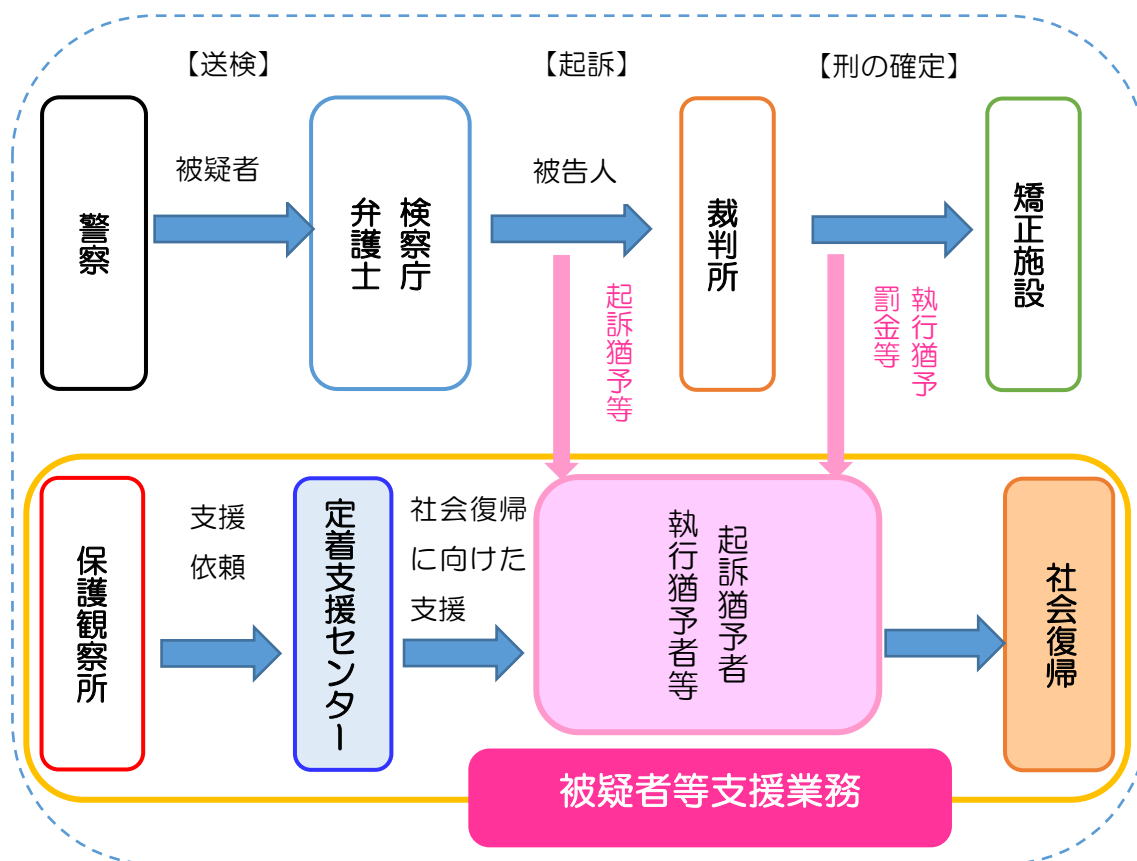
県地域生活定着支援センターは、高齢又は障がいにより福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者等について、出所後直ちに福祉サービス等につなげるための支援を行っています。

また、令和3年度から新たに被疑者等支援業務が開始され、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障がいにより自立した

生活を営むことが困難な者についても支援を行っているところです。

このように、県地域生活定着支援センターによる支援対象者は拡大し、その役割は大きくなっていますが、様々な制約がある中での支援となるため、より一層の効率的な支援や関係機関との連携が必要となります。

【被疑者等支援業務のイメージ】



② 具体的な取組

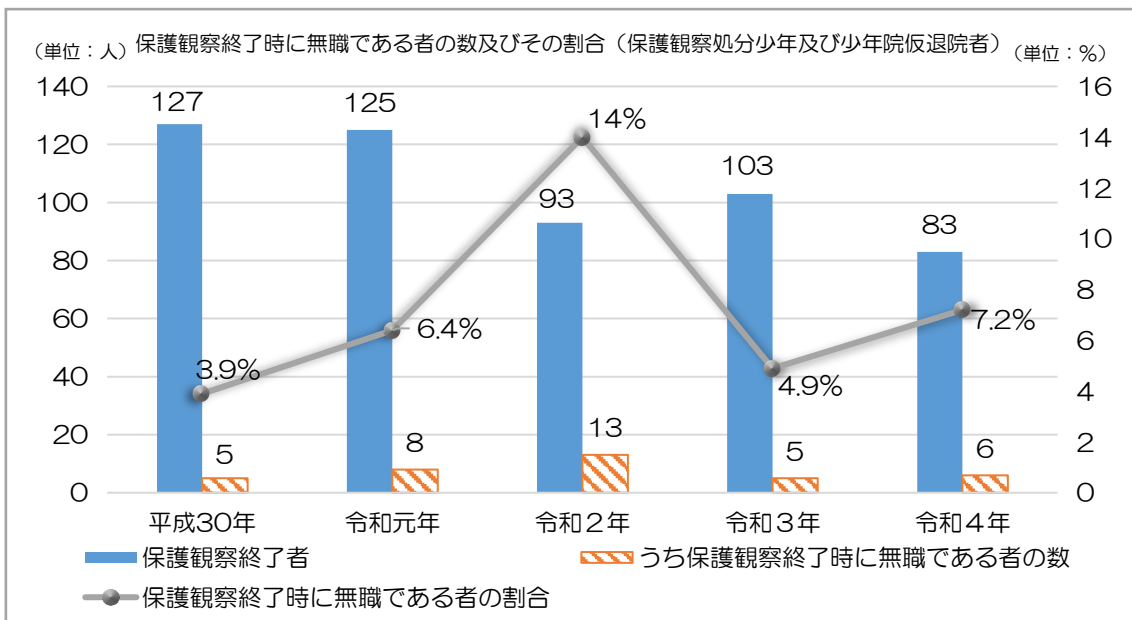
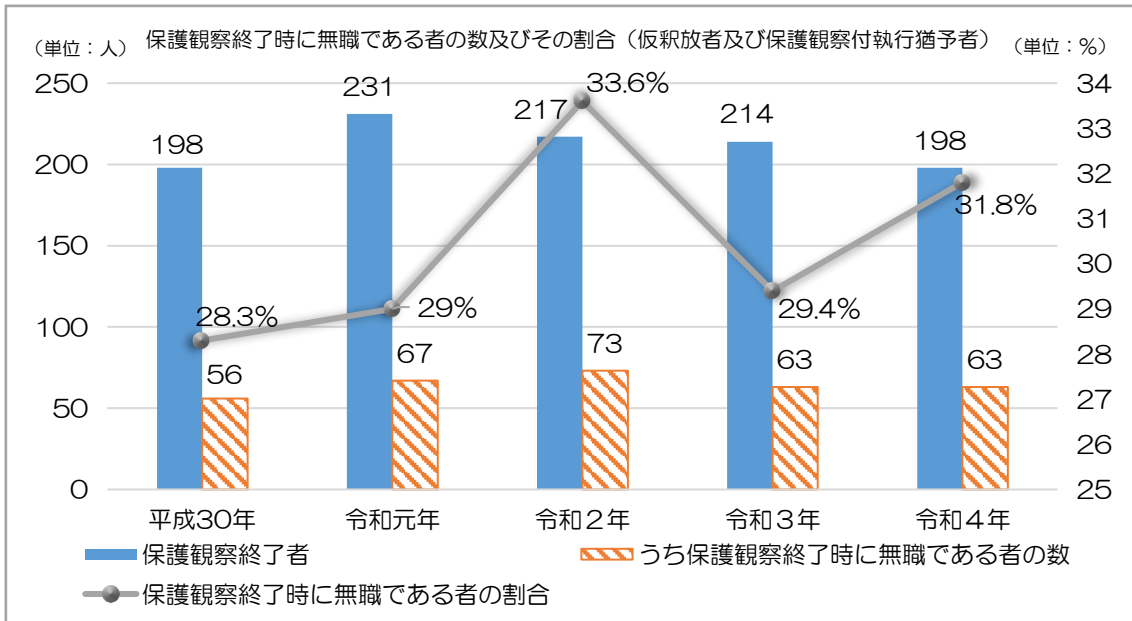
- 県地域生活定着支援センターと刑事司法機関をはじめ様々な関係機関との連携を強化し、効果的かつ効率的な支援体制の構築を図ります。
- 高齢者又は障がい者が出所後等に直ちに福祉サービス等を受け、安定した生活が送れるよう、関係する福祉施設等から理解と協力が得られるよう働きかけを行います。

2 就労・住居の確保

(1) 就労の確保に向けた支援

① 現状と課題

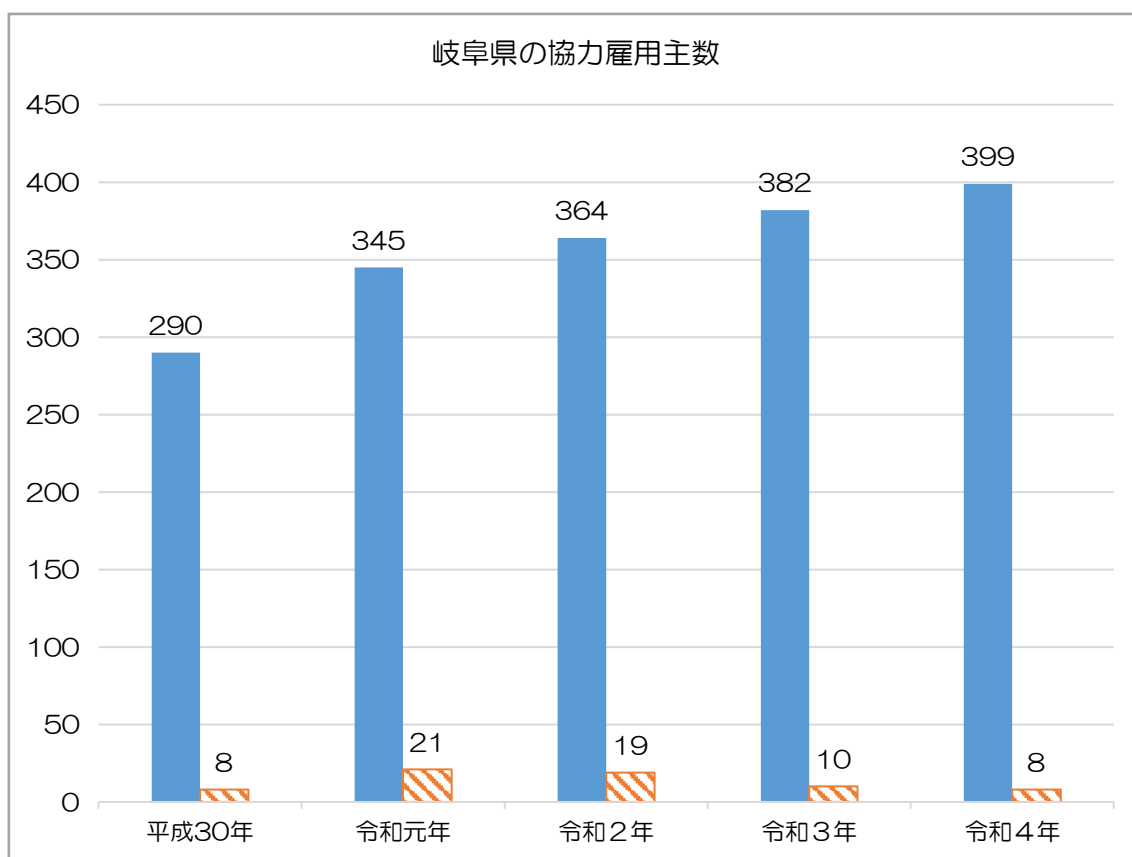
岐阜県内の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のうち、保護観察終了時に無職である者の割合は、平成30年から30%前後で推移しています。



出典：法務省大臣官房秘書課統計データ

犯罪をした者等の就労については、犯罪等の前歴や事情を理解した上で民間事業主が雇用し、改善更生に協力する協力雇用主制度があります。しかしながら、岐阜県内の協力雇用主数は令和4年時点で399であり、年々増加していますが、実際に雇用している協力雇用主数は8に留まっているなど、犯罪をした者等と雇用主とのマッチングが十分に進んでいない状況にあります。

そのため、本人が希望する職種に就けるよう、多様な就職先を開拓し、マッチングを推進していく必要があります。



出典：法務省大臣官房秘書課統計データ

② 具体的な取組

- 求職者の支援相談窓口「総合人材チャレンジセンター」及びサテライト拠点「ぎふJobステーション」において、幅広い求職者からの悩みにキャリアカウンセラーが対応するほか、就職支援セミナーや合同企業説明会などを実施します。
- 県又は市が実施する生活困窮者の就労準備支援事業として、身だしなみに関する助言や、基本的なコミュニケーション能力の形成、就労体験の提供など、一般就労に向けた技法・知識の習得支援を行います。
- 農業と福祉のニーズをつなぐマッチングや働きやすい環境整備など、農福連携に取り組む事業者を育成し、農業分野における多様な人材の雇用を促進します。
- 県内企業や事業者等へ就労体験や職業訓練の受入れを働きかけ、多種多様な就職先の開拓を推進していきます。

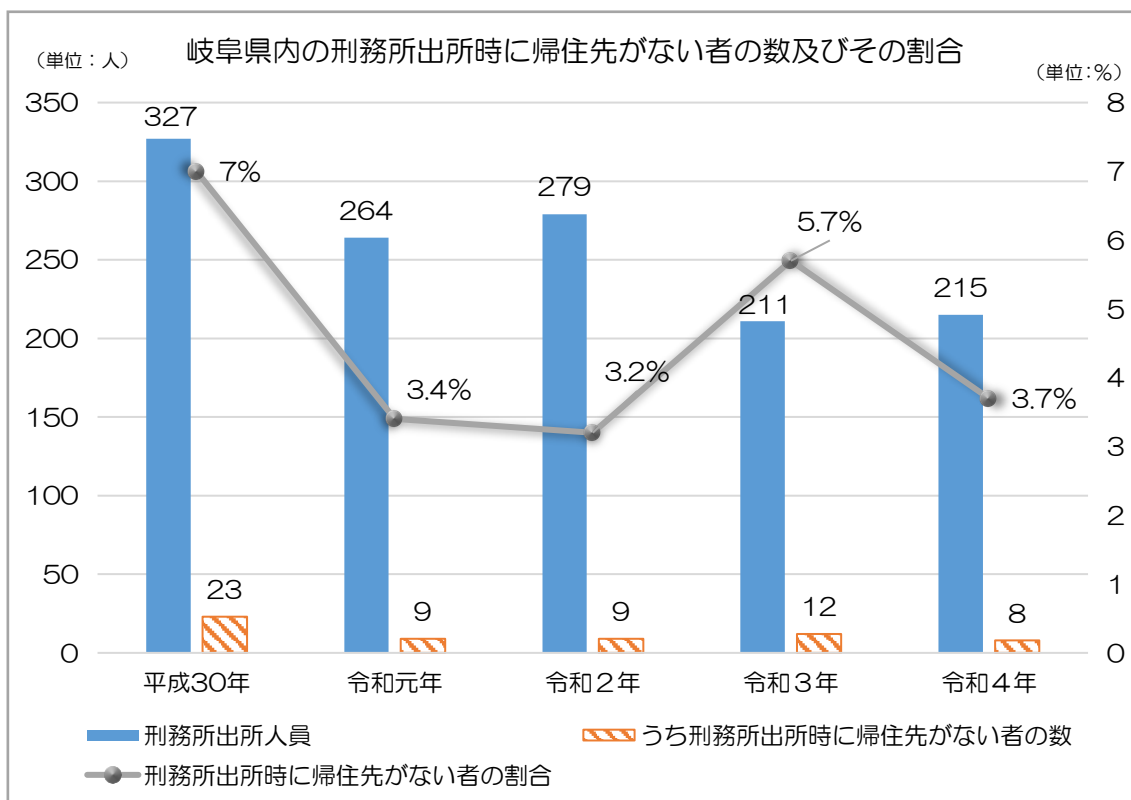
(2) 住居の確保に向けた支援

① 現状と課題

犯罪をした者等が出所後等に地域で安定した生活を送るには、住居の確保が欠かせません。しかしながら、犯罪をした者等が出所後等に住居を確保することは容易ではなく、身元保証人がいないことや経済的な理由、過去の家賃滞納履歴など、様々な理由で民間家賃保証会社が利用できないことがあります。

なお、全国の満期釈放者のうち約16%が適当な帰宅先が確保されないまま刑務所を出所していることや、これらの者の刑務所再入率が高いことが判明しています。

そのため、恒久的・安定的な住居の確保に向けた支援を行っていく必要があります。



② 具体的な取組

- 犯罪をした者等を含む住宅確保要配慮者の住宅確保を支援する「住宅セーフティネット制度」を周知し、利用拡大に努めます。
- 住宅確保要配慮者への支援を行う「岐阜県住宅確保要配慮者居住支援法人」を増やすとともに、住宅確保要配慮者が入居できる住宅を増やします。
- 犯罪をした者等を含む高齢者世帯、障がい者世帯等を対象とした県営住宅の優先入居を実施します。

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障がい者への支援

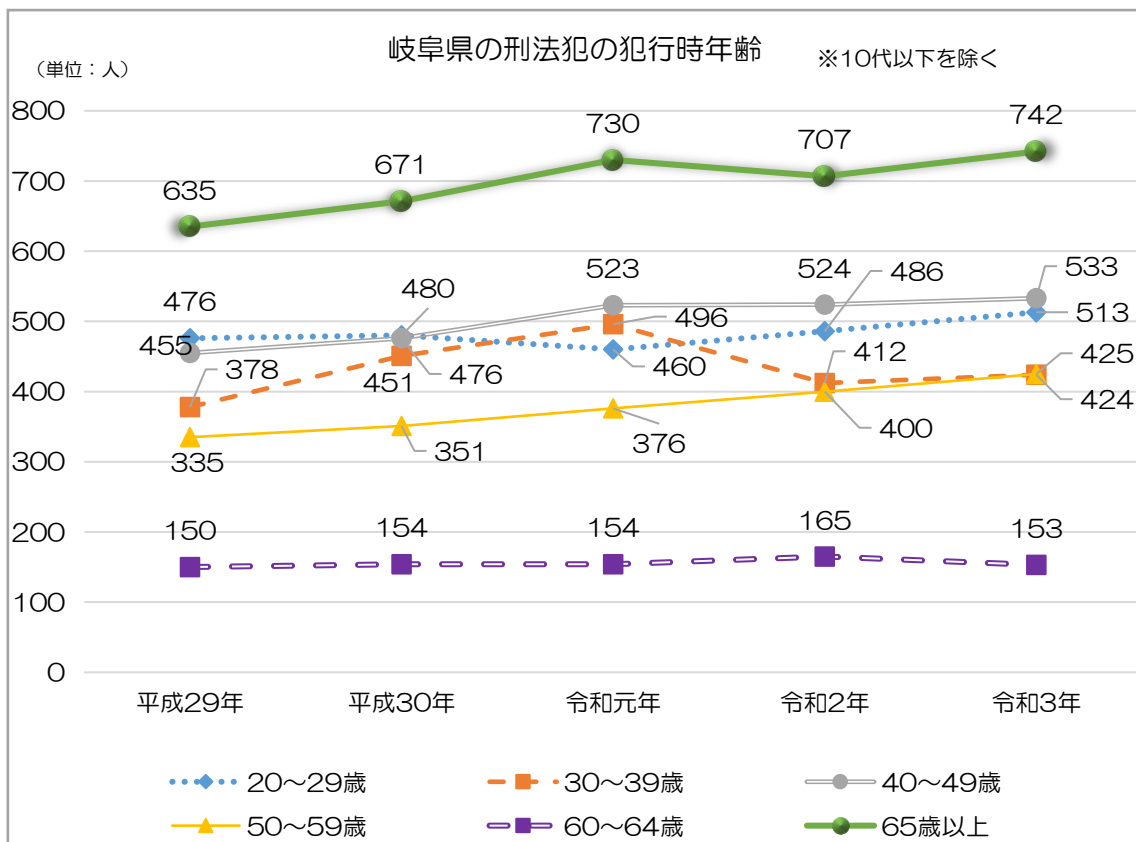
① 現状と課題

国計画によると、高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また知的障がいのある受刑者については、全般に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかにされています。

岐阜県においても、令和3年における岐阜県内の刑法犯総数 2,790 件のうち、犯行時の年齢が65歳以上の件数は742件（26.6%）と最も多い状況となっています。

そのため、高齢又は障がいにより自立した生活を営むことが困難な者については、出所後等に直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行うことが重要です。

また、福祉的支援を実施するには、福祉施設等の関係機関による理解と協力が必要です。支援が必要な者へ必要な支援が届けられるよう、様々な機関との連携強化を図っていくことも必要です。



出典：法務省名古屋矯正管区統計データ

② 具体的な取組

- 県地域生活定着支援センターにおいて、医療及び福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者等について、出所後等に直ちに福祉サービス等につなげるとともに、犯罪をした者等からの相談に対応します。
- 高齢者又は障がい者が出所後等に直ちに福祉サービス等を受け、安定した生活が送れるよう、関係する福祉施設等から理解と協力が得られるための働きかけを行います。（再掲）

(2) 薬物依存等の問題を抱える者への支援

① 現状と課題

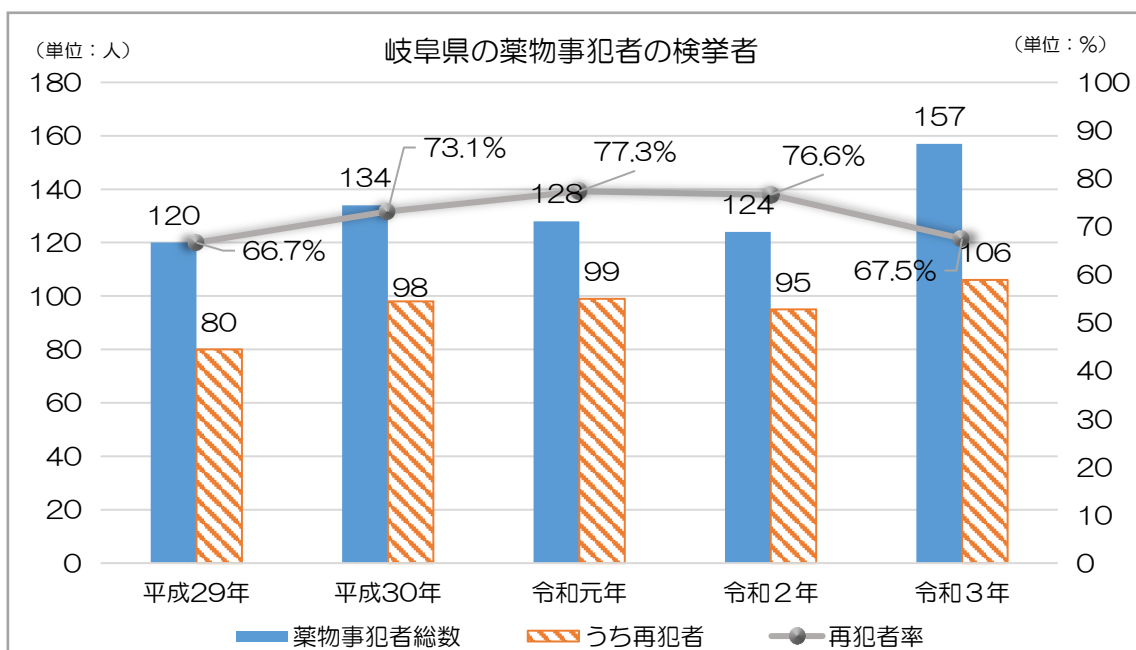
覚醒剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法及び大麻取締法違反で検挙された薬物事犯者の半数以上は再犯者であり、薬物依存による再犯者率は依然として高い状況です。

薬物の使用は、薬物の入手を目的とした窃盗などの犯罪や、乱用状態による重要犯罪など、他の犯罪の要因となる場合があるため、薬物事犯者が薬物依存症である場合は、早期に保健医療機関につなぎ、依存症からの回復に向けた支援を行っていく必要があります。

また、国計画によると、大麻事犯の検挙者は平成26年から8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大しているなどの課題もあります。加えて、近年、市販薬・処方箋薬の過剰摂取（オーバードーズ）も問題となっています。

そのため、薬物依存に関する正しい知識を啓発するなど、薬物や市販薬の乱用を未然に防止するとともに、早期回復に向けた治療を推進していく必要があります。

さらには、薬物依存に限らず、アルコールやギャンブル等の依存症への理解促進と、適切な治療に向けた医療体制の構築を推進していくことが重要です。



出典：法務省名古屋矯正管区統計データ

② 具体的な取組

- 休日等も薬物乱用者やその家族からの相談対応を行える体制を整備します。
- 薬物依存症者等の家族を対象に、依存症についての基礎的な知識を学ぶ家族教室を開催し、相談に応じます。
- 犯罪をした者等が、薬物依存症の治療・支援機関と自助グループを含む民間団体とが連携した支援を受けられるよう、広報・啓発を行います。
- 依存症に対する地域の医療提供体制及び支援体制の構築を推進するとともに、本人やその家族に対する相談支援、自助グループを含む民間団体との連携体制の構築等を推進します。
- 依存症支援や薬物乱用防止に携わる者を、現状や最新の知見を踏まえつつ育成することで、適切な支援や効果的な啓発活動を推進します。

4 学校等と連携した修学支援

(1) 児童・生徒等への健全な育成支援

① 現状と課題

全国の刑法犯検挙者に占める少年の数は減少していますが、近年の生活環境の変化や社会情勢が不安定な中、生きづらさを抱える少年は少なくありません。その結果、少年による市販薬等の過剰摂取（オーバードーズ）や自殺者数の増加などが社会問題となっています。少年らが抱える生きづらさの要因は様々であり、本人に寄り添った支援が求められています。

また、様々な生活環境や家庭環境を考慮して、本人が本人らしくいられる居場所を提供するなど、心身ともに健やかに成長できる環境を作ることが重要です。

② 具体的な取組

- 児童・生徒等が安心して過ごせる環境を作るため、子ども食堂や学習支援の場などの居場所づくりを推進します。
- 地域の少年警察ボランティア等と連携し、問題を抱える少年が安心して過ごせる居場所を提供するとともに、各種の体験活動を通して、少年の健全な育成を推進します。
- 各種学校等において非行防止や犯罪被害防止教室を開催し、児童生徒の健全な育成支援や非行の未然防止、深刻化の防止を推進します。
- 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあわせて、青少年健全育成への認識を高めるための啓発を行います。

(2) 学校等と連携した立ち直り・学び直し支援

① 現状と課題

全国の入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、56.9%は高等学校を中退しています。

そのため、高等学校への復学や進学を支援するとともに、本人の特性や目指す将来像に合わせた支援を行う必要があります。

② 具体的な取組

- 更生保護関係機関や協力雇用主等と連携して、少年院を出院した者等に対し、復学や進学に関する情報提供を行います。
- 交友関係や家庭環境等から立ち直り支援が必要と認められた非行少年に対して、立ち直りに向けた目標設定や、悩み相談、助言指導などの支援を行います。

5 様々な課題を抱える者への効果的な支援

(1) 特性に応じた支援

① 現状と課題

犯罪や非行の背景にある事情や特性は、心身の状況、家庭環境、交友関係など様々であり、それぞれの事情や特性に配慮した支援を行うことが重要です。

そのため、矯正施設や保護観察所による支援や矯正処遇のみならず、地域社会に戻っても引き続き支援を受けられるよう、日常生活で抱える課題や生きづらさを少しでも緩和し、本人が孤立しない社会を築いていく必要があります。

また、SNS等の普及により、犯罪被害者へのインターネット等による誹謗中傷や報道機関による過剰な取材などの二次的被害も問題となっており、犯罪被害者が更なる被害に苦しまないよう支援を行っていく必要があります。

② 具体的な取組

- 性別や障がいの有無など本人が抱える事情や特性に配慮し、悩みや困りごとに寄り添った相談支援を行います。
- 県地域生活定着支援センターにおいて、医療及び福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者等について、出所後等に直ちに福祉サービス等につなげるとともに、犯罪をした者等からの相談に対応します。（再掲）
- インターネット等による誹謗中傷などの二次的被害について、犯罪被害者が法的支援を受ける際に必要な経費の一部を助成します。

(2) 暴力団離脱者支援及びストーカー加害者に対するアプローチ等

① 現状と課題

暴力団関係者の中には、暴力団を離脱し、地域社会の一員としてやり直しを目指す者もいます。しかしながら、暴力団離脱者が地域社会の一員として復帰することは、容易ではないのが現状です。家族との縁が切れていることや、高齢のため自立した生活が困難であることなど、様々な理由で再び暴力団に戻らざるを得ない場合があります。そのため、暴力団離脱者が再び暴力団に戻らないためには、地域で安定した社会生活を送れるように支援していく必要があります。

また、ストーカー加害者については、自身の感情と向き合わせながら、適切な治療を提供することが求められています。

② 具体的な取組

- 暴力団離脱者の離脱支援や就労支援を矯正施設と連携して推進するほか、保護観察所と連携して暴力団離脱者の受入企業の確保を推進します。
- ストーカー加害者に対して、被害者への接触防止の指導を徹底するとともに、ストーカー加害者が医療機関等で適切な治療を受け、再びストーカー行為を行わないよう精神医学的・心理学的アプローチを推進します。

6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

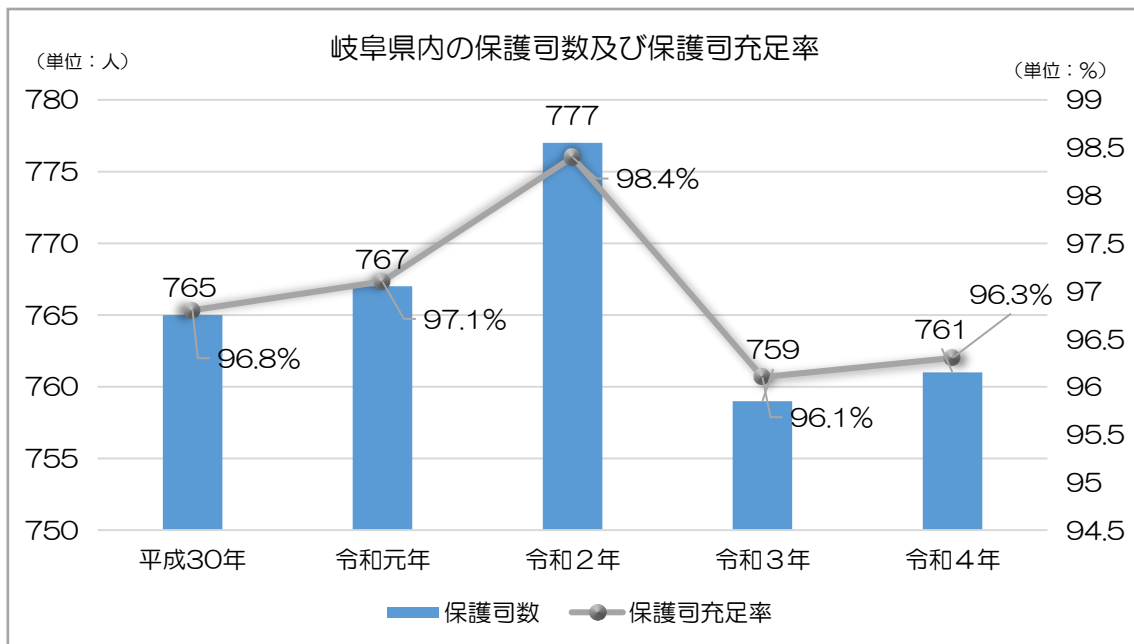
(1) 民間協力者の確保・活動支援

① 現状と課題

犯罪をした者等への社会復帰支援は、多くの民間協力者の活動に支えられており、民間協力者の協力が不可欠です。

民間協力者のうち、保護司は犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなど、安全・安心な地域社会を作る上で、欠かせない存在です。

しかし、保護司をはじめとして、民間協力者の高齢化や担い手不足が全国的にも課題となっている中、民間協力者を確保し、継続的に活動を実施できるよう支援していく必要があります。



出典：法務省大臣官房秘書課統計データ

② 具体的な取組

- 更生保護関係機関と連携して、パンフレット等を活用した広報により、保護司や協力雇用主などの民間協力者の確保に努めます。
- 民間協力者が継続して活動できるよう、活動物品を支給するとともに、活動経費の一部を助成します。

(2) 民間協力者に対する表彰

① 現状と課題

今日の更生保護事業は、更生保護関係機関や民間協力者によって築き上げられてきたものです。

日々の民間協力者による献身的な支援や活動に敬意と感謝の意を表し、安心・安全なまちづくりに対する機運を醸成する必要があります。

② 具体的な取組

- 再犯防止活動や福祉的支援等に尽力された民間協力者を表彰します。
- 犯罪の防止のための自主的な活動や、生活環境の整備その他犯罪防止のための地域安全活動に貢献された団体や企業を表彰します。

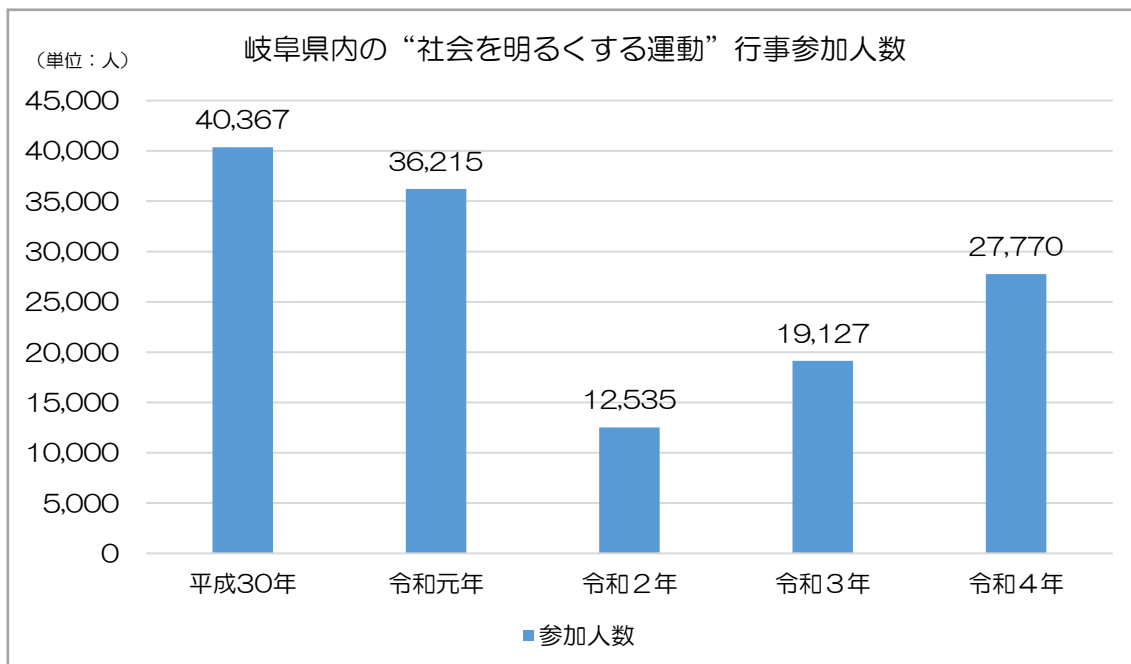
(3) 県民の理解を得るための啓発活動

① 現状と課題

犯罪をした者等が再び社会の一員として復帰するためには、民間協力者による支援だけでなく、地域住民の寛容と理解も必要不可欠です。しかしながら、更生保護や再犯防止の理念や施策は、必ずしも地域住民にとって身近な内容ではないため、十分に認知されていない状況です。

また、犯罪をした者等への支援にあたっては、犯罪被害者の心情に配慮しなければ、両者が共生して地域で生活を送ることができません。犯罪被害者の無念や憤りの心情を考慮すると、再犯防止活動を「加害者支援」として受け止め、活動自体に批判的な意見もあります。しかし、犯罪をした者等による犯罪被害者に対する賠償義務の履行を可能とするためや、再び罪を犯して新たな被害者を生まないためにも、犯罪をした者等への立ち直りに向けた支援を行っていく必要があります。

そのため、犯罪のない明るい社会の実現を目指すには、広く県民等に再犯防止活動に関心を持ってもらい、理解と協力が得られるよう、啓発活動を行っていく必要があります。



出典：法務省大臣官房秘書課統計データ

② 具体的な取組

- 県民の再犯防止活動に対する理解を深めるためのセミナーを開催します。
- 年間を通じた「社会を明るくする運動」や、7月の「再犯防止啓発月間」及び「社会を明るくする運動強調月間」等の取組を通じて、県民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるための啓発を行います。
- 人権啓発フェスティバル等において、刑を終えて出所した者に対する偏見や差別をなくすためや、犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図るための啓発活動を行います。
- 「犯罪被害者週間」に併せて、命の大切さをはじめ犯罪被害者等の置かれている状況や、名誉又は生活の平穏への配慮などについて、理解を深めるため啓発活動を行います。
- インターネット等による誹謗中傷などの二次的被害の防止や、被害者支援への理解を深めるため、県民や企業向けのセミナー等を開催します。
- 再犯防止に関する支援ページを新設し、関係機関の取組や助成制度等の情報共有・情報発信、啓発を行います。（再掲）

- 学識経験者、刑事司法機関、更生保護関係団体、医療・福祉関係機関、雇用関係機関、市町村及び民間団体で構成する「岐阜県再犯防止推進協議会」等における情報交換・情報共有を通して、県内の再犯防止活動に対するネットワークの拡充を図り、再犯防止のための取組を進めます。
- 犯罪をした者等が社会生活を円滑に送るため、県地域生活定着支援センターと福祉関係機関、市町村の相談窓口との連携を強化するとともに、様々な関係機関とも連携した“息の長い”支援を実施するため、相談体制の充実を図ります。
- セミナーの開催や街頭での啓発活動を通じて、再犯防止活動に対する県民の理解を深めます。
- 策定した第2期岐阜県再犯防止推進計画については、岐阜県再犯防止推進協議会において、計画の進捗管理や評価・検証を行います。

参考資料

- 1 岐阜県再犯防止推進計画策定委員会
- 2 計画策定までのプロセス
- 3 県内の支援サービス提供状況一覧表
- 4 用語集

1 岐阜県再犯防止推進計画策定委員会

■岐阜県再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、岐阜県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する岐阜県再犯防止推進計画（以下、「県計画」という。）を策定するため、岐阜県再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）県計画の策定に関すること
- （2）その他県計画の達成に関すること

（組織）

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、知事が指名する。
2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。

（会議）

第5条 委員会は委員長が招集する。
2 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

（ワーキンググループ）

第6条 委員会に、ワーキンググループを置くことができる。
2 ワーキンググループを設置する場合は、事前にメンバーを定める。
3 ワーキンググループを設置する場合は、座長を置き、地域福祉課長をもって充てる。
4 会議は座長が招集し、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、その意見を聴く

ことができる。

(意見聴取)

第7条 委員会は、岐阜県社会福祉審議会及び岐阜県地域福祉対策協議会において、県計画の策定に関して意見を聴くことができる。

(任期)

第8条 委員会及びワーキンググループの委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、健康福祉部地域福祉課に置く。

2 事務局は、必要に応じて関係課を招集し、連絡会議を開催することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

岐阜県再犯防止推進計画策定委員会 委員一覧表 (敬称略・五十音順) ◎：委員長

分野	所属・役職
学識経験者	朝日大学法学部 教授 ◎
更生保護関係	岐阜保護観察所 統括保護観察官
	岐阜刑務所 首席矯正処遇官
	笠松刑務所 首席矯正処遇官
雇用関係機関	岐阜労働局職業安定部 訓練課長

その他の関係機関	医療法人杏野会各務原病院 理事長
	特定非営利活動法人岐阜ダルク 副理事長
	岐阜県地域生活定着支援センター 所長
	岐阜地方検察庁 検察官
	公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター 専務理事
	岐阜県警察本部 生活安全部人身安全対策課長
	岐阜県警察本部 生活安全部少年課長
	岐阜県警察本部 刑事部組織犯罪対策課長
	岐阜県市長会 再犯防止推進担当課長 (岐阜市福祉部福祉政策課長)
	岐阜県町村会 再犯防止推進担当課長 (八百津町健康福祉課長)

(計15名)

2 計画策定までのプロセス

2023年
6月21日 第1回岐阜県再犯防止推進計画策定委員会
・ 骨子素案の検討



9月11日 第2回岐阜県再犯防止推進計画策定委員会
・ 骨子案の検討



10月2日 岐阜県議会厚生環境委員会委員会
・ 骨子案、主なスケジュールを報告



12月6日 第3回岐阜県再犯防止推進計画策定委員会
・ 計画素案の検討



2023年
12月25日～1月23日 パブリックコメント



2月〇日 第4回岐阜県再犯防止推進計画策定委員会
・ 計画案の説明、承認



3月〇日 岐阜県議会厚生環境委員会
・ 計画の報告



3月 計画の公表

3 県内の支援サービス提供状況一覧表

○岐阜県地域生活定着支援センター

保護観察所からの依頼に基づき、対象者の福祉サービスや生活に関するニーズの確認、受け入れ施設等の斡旋や福祉サービス等に関する申請支援等のコーディネート業務や、矯正施設（ただし、県定着支援センターの事業対象からは少年鑑別所及び婦人補導院を除く。）出所後のフォローアップ業務、被疑者等支援業務等を行っています。

また、矯正施設出所者に限らず、その家族、知人等のほか、福祉関係者からの相談も幅広く受け付けています。

所在地	岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内
連絡先	Tel:058-213-8820 Mail: gifuteichaku@mitanikai.com
開所時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土、日、祝日、年末年始は休み)

○岐阜県精神保健福祉センター

依存症者の家族向けに、依存症の理解と家族のかかわり方を学ぶ「家族教室」の開催や、依存症などの心の悩みを専門の相談員が聞く「こころのダイヤル 119 番」を開設しています。

【センターによる精神保健福祉相談】

所在地	岐阜市鷺山向井 2563-18 (岐阜県障がい者総合相談センター内)
連絡先	058-231-9724 (土・日・祝日・年末年始は休み)
相談対応	【来所相談】月・水・木・金曜日 午前中 (※事前に電話予約が必要) 【電話相談】月曜日～金曜日 9:00～17:00

【こころのダイヤル 119 番】

連絡先	058-233-0119
相談受付	月曜日～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

○岐阜県総合人材チャレンジセンター（愛称：ジンチャレ！）

ジンチャレ！では、若年層から中・高齢者まで多様な方々の仕事探しをお手伝いするため、専門のキャリアカウンセラーによる就職相談や、就職活動に役立つセミナーを開催するほか、企業とのマッチングの機会を提供するなど、きめ細かな就職支援を行っています。

【ジンチャレ！ぎふ（岐阜県中小企業総合人材確保センター）】

所在地	岐阜市藪田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎 2階
業務時間	月曜日～土曜日 9:15～18:00 (日、祝日、年末年始は休み)
電話番号	058-278-1149
留意事項	電話、メールでの相談は行っておりません。予約優先となります。 Zoom や Skype を利用した Web 就職相談も可能です。

【ジンチャレ！ぎふ Job ステーション】

所在地	岐阜市橋本町 1-10-1 アクティブ G 2階
業務時間	月曜日～金曜日、第2・第4土曜日 10:00～18:00 水曜日のみ 10:00～20:00 (日、祝日、年末年始、第1・第3・第5土曜日、入居施設の一斉休館日は休み)
電話番号	058-214-3081
留意事項	電話、メールでの相談は行っておりません。予約優先となります。 Zoom や Skype を利用した Web 就職相談も可能です。

○岐阜県福祉人材総合支援センター

福祉人材総合支援センターでは、福祉人材無料職業紹介事業をはじめ、福祉従事者の資質向上を図るための研修事業や福祉人材の確保・定着に向けた福祉の魅力発信などを実施しています。

所在地	岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内
業務時間	平日 9:00～17:00 (土、日、祝日、年末年始は休み)
電話番号	058-276-2510 (人材担当) 058-278-1823 (研修担当) 058-201-2261 (貸付担当)

○岐阜県人権啓発センター

人権が尊重される明るい社会の実現を目指し、人権啓発の推進、人権啓発出前講座、人権相談等を実施しています。

所在地	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁2階
業務時間	平日9:00~17:00（土、日、祝日、年末年始は休み）
電話番号	058-272-8252（直通）
FAX	058-278-2615
相談方法	電話、郵便、面談など ※秘密厳守です。匿名の相談に応じます。予約の必要はありません。 ※なお、当センターでは当事者間への介入や指導を行う法的権限はございませんので、必要な情報の提供と、関係機関の紹介、連絡を行います。

○県内市町村再犯防止施策担当課

市町村名	部署名	電話番号
岐阜市	福祉政策課	058-265-3891
羽島市	福祉課	058-392-1111 (内：2514)
各務原市	福祉政策課	058-383-1358
山県市	福祉課	0581-22-6837
瑞穂市	地域福祉高齢課	058-327-4126
本巣市	福祉敬愛課	058-323-7754
岐南町	福祉課	058-247-1348
笠松町	福祉子ども課	058-388-1116
北方町	福祉子ども課	058-323-1119

市町村名	部署名	電話番号
大垣市	社会福祉課	0584-47-7256
海津市	社会福祉課	0584-53-1139
養老町	健康福祉課	0584-32-1105
垂井町	健康福祉課	0584-22-7503
関ヶ原町	住民課	0584-43-1111
神戸町	健康福祉課	0584-27-0175
輪之内町	福祉課	0584-69-3128
安八町	福祉課	0584-64-7104
揖斐川町	健康福祉課	0585-22-2790
大野町	福祉課	0585-35-5369
池田町	健康福祉課	0585-45-3111 (内線 154)
関市	福祉政策課	0575-22-3131
美濃市	福祉子ども課	0575-33-1122
美濃加茂市	福祉課	0574-25-2111 (内線 315)
可児市	地域協働課	0574-62-1111
郡上市	総務課	0575-67-1832

市町村名	部署名	電話番号
坂祝町	窓口税務課	0574-66-2405
富加町	住民課	0574-54-2116
川辺町	住民課	0574-53-2513
七宗町	健康福祉課	0574-48-1112
八百津町	総務課	0574-43-2111
白川町	町民課	0574-72-1311
東白川村	保健福祉課	0574-78-2100
御嵩町	住民環境課	0574-67-2111
多治見市	くらし人権課	0572-22-1128
中津川市	社会福祉課	0573-66-1111 (内線 619)
瑞浪市	生活安全課	0572-68-9748
恵那市	総務課	0573-26-2111 (内線 327)
土岐市	まちづくり推進課	0572-54-1207
高山市	福祉課	0577-35-3139
飛騨市	総合福祉課	0577-73-7483
下呂市	社会福祉課	0576-52-3936

市町村名	部署名	電話番号
白川村	村民課	05769-6-1311

(2023年4月1日時点)

○地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーなどが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
岐阜市地域包括支援センター 中央北	岐阜市京町2-12	058-213-0128
岐阜市地域包括支援センター 中央西	岐阜市昭和町2-10-3	058-215-7616
岐阜市地域包括支援センター 白梅華	岐阜市長旗町2-19	058-266-8388
岐阜市地域包括支援センター 島城西	岐阜市西島町2-11	058-232-5088
岐阜市地域包括支援センター 清流	岐阜市鷺山向井2563-1 8-5	058-201-6204
岐阜市地域包括支援センター 西部	岐阜市寺田7-86-1	058-251-6541
岐阜市地域包括支援センター 岐北	岐阜市黒野176-5	058-234-3933
岐阜市地域包括支援センター 長良	岐阜市長良2977-3-1	058-231-8188
岐阜市地域包括支援センター 北部	岐阜市南蝉2-122 北川ビル1F	058-295-4510
岐阜市地域包括支援センター 岩野田	岐阜市粟野東5-173-1	058-214-4640
岐阜市地域包括支援センター 北東部	岐阜市岩井4-10-1	058-241-7003
岐阜市地域包括支援センター 三里本荘	岐阜市本荘2938-1 江崎ビル1F	058-215-7655
岐阜市地域包括支援センター 精華	岐阜市鏡島南1-1-10	058-252-3066
岐阜市地域包括支援センター 境川	岐阜市中鶉3-14	058-276-1163

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
岐阜市地域包括支援センター 南部	岐阜市茜部菱野1-65-2 河八ビル1-B号室	058-275-0173
岐阜市地域包括支援センター 厚見	岐阜市東明見町17-1	058-214-4001
岐阜市地域包括支援センター 長森南	岐阜市蔵前4-19-5	058-247-8160
岐阜市地域包括支援センター 長森	岐阜市塩町2-32	058-245-2855
岐阜市地域包括支援センター 東部	岐阜市芥見3-175-1	058-243-0593
大垣市地域包括支援センター	大垣市丸の内2-29	0584-82-1166
地域包括支援センター 大垣市社会福祉協議会	大垣市馬場町124	0584-77-2255
	大垣市今宿5-1-4	0584-84-7111
	大垣市上石津町牧田4780	0584-48-0068
大垣市地域包括支援センター お勝山	大垣市牧野町2-150-1	0584-71-5536
大垣市地域包括支援センター 中川ふれあい	大垣市中川町4-668-1	0584-82-1701
高山市地域包括支援センター	高山市花岡町2-18	0577-35-2940
太平地域包括支援センター	多治見市太平町2-39-1 総合福祉センター	0572-25-1135
滝呂地域包括支援センター	多治見市滝呂町10-87- 4 サンホーム滝呂	0572-24-5562
南姫地域包括支援センター	多治見市大針町字台80-2 ふれあいセンター姫	0572-20-2021
笠原地域包括支援センター	多治見市笠原町2900-6 かさはら福祉センター	0572-45-0007

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
精華地域包括支援センター	多治見市十九田町1-10 ニコニコ支援センター精華	0572-25-2511
北栄地域包括支援センター	多治見市旭ヶ丘7-15-1 養護老人ホーム多容荘	0572-27-2211
関市中央第1地域包括支援センター	関市若草通2-1	0575-23-0660
関市中央第2地域包括支援センター	関市下有知1655-1 (山田ビル1階E室)	0575-23-5320
関市中央第3地域包括支援センター	関市下白金903-1	0575-28-2208
関市中央第4地域包括支援センター	関市稲口845	0575-24-8580
関市西地域包括支援センター	関市武芸川町八幡1537-1	0575-45-2002
関市東地域包括支援センター	関市中之保5443-1	0575-40-1001
中津川市地域包括支援センター	中津川市かやの木町2-5	0573-66-1111
中津川市瀬戸の里地域包括支援センター	中津川市瀬戸1387-8	0573-66-6999
中津川市ひだまり苑地域包括支援センター	千旦林1197-10	0573-78-3101
中津川市ゆうらく苑地域包括支援センター	中津川市落合996-1	0573-61-0009
中津川市シクラメン地域包括支援センター	中津川市阿木2811-1	0573-63-3202
中津川市北部地域包括支援センター	中津川市福岡679-6	0573-67-7220
美濃市地域包括支援センター	美濃市1350	0575-33-1122
瑞浪南部地域包括支援センター	瑞浪市樽上町1-77 市民福祉センターハートピア内	0572-68-8111

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
瑞浪北部地域包括支援センター	瑞浪市釜戸町 833 みずなみ陶生苑内	0572-63-1015
羽島市地域包括支援センター	羽島市福寿町浅平 3-25 羽島市福祉ふれあい会館内	058-394-2521
恵那市地域包括支援センター	恵那市長島町正家 1-1-1	0573-26-2111
美濃加茂市西部長寿支援センター	美濃加茂市前平町 1-257	0574-24-7007
美濃加茂市中部長寿支援センター	美濃加茂市中部台 6-13-5	0574-49-8591
美濃加茂市東部長寿支援センター	美濃加茂市下米田町東栃井 8 1-2	0574-50-1777
土岐市中部地域包括支援センター	土岐市土岐津町土岐口 210 1 土岐市役所内	0572-54-1311
土岐市西部地域包括支援センター	土岐市下石町 1060 ウエルフェア土岐内	0572-57-8100
土岐市東部地域包括支援センター	土岐市駄知町 1858-2 とき陶生苑ききょう内	0572-50-1560
土岐市北部地域包括支援センター	土岐市泉町久尻 20-2	0572-56-0801
各務原市地域包括支援センター 社会福祉協議会	各務原市那加桜町 2-163	058-383-7624
各務原市地域包括支援センター 飛鳥美谷苑	各務原市那加西市場町 7-2 85-1	058-371-3081
各務原市地域包括支援センター つつじ苑	各務原市大佐野町 2-58	058-371-2226
各務原市地域包括支援センター カーサ・レスパート	各務原市各務おがせ町 9-2 82	058-381-3800
各務原市地域包括支援センター フェニックス・かかみ野	各務原市鵜沼各務原町 6-5 0	058-384-8844
各務原市地域包括支援センター ジョイフル各務原	各務原市鵜沼小伊木町 3-1 70-1	058-379-2521

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
各務原市地域包括支援センター リバーサイド川島園	各務原市川島河田町1348	0586-89-2979
可児市地域包括支援センター	可児市広見1-1	0574-62-1111
可児市東部地域包括支援センター	可児市久々利1527 久々利苑内	0574-64-5115
可児市帷子地域包括支援センター	可児市東帷子1011 帷子地区センター内	0574-66-3377
可児市土田地域包括支援センター	可児市土田1221-5 可児とうのう病院内	0574-66-7171
可児市南部地域包括支援センター	可児市塩河2709-1 春里苑内	0574-66-6722
可児市北部地域包括支援センター	可児市今渡682-1 福祉センター内	0574-63-6200
山県市南部地域包括支援センター	山県市高木1596-1	0581-22-6886
山県市北部地域包括支援センター	山県市中洞420-2	0581-52-3340
飛騨市地域包括支援センター	飛騨市古川町若宮2-1-60	0577-73-6233
郡上市地域包括支援センター	郡上市八幡町島谷228	0575-67-0008
下呂市地域包括支援センター	下呂市萩原町萩原1166-8	0576-53-2100
海津市地域包括支援センター	海津市海津町高須515	0584-53-3030
岐南町地域包括支援センター	羽島郡岐南町八剣7-107	058-247-1312
笠松町地域包括支援センター	羽島郡笠松町長池408-1	058-388-7133
養老町地域包括支援センター	養老郡養老町石畑523	0584-33-0270

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
垂井町地域包括支援センター	垂井町宮代2957-11	0584-22-7505
関ヶ原町地域包括支援センター	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2 490-29 国保保健福祉 総合施設やすらぎ内	0584-43-3201
坂祝町地域包括支援センター	加茂郡坂祝町黒岩153-1	0574-25-7575
富加町地域包括支援センター	加茂郡富加町滝田1545	0574-54-2184
川辺町地域包括支援センター	加茂郡川辺町中川辺1518 -4	0574-53-7216
七宗町地域包括支援センター	加茂郡七宗町上麻生2152 -1	0574-48-2046
八百津町地域包括支援センター	加茂郡八百津町八百津382 7-1	0574-43-3267
白川町地域包括支援センター	加茂郡白川町河岐1645- 1	0574-74-0808
東白川村地域包括支援センター	加茂郡東白川村神土692- 2 保健福祉センター内	0574-78-2100
御嵩町地域包括支援センター	可児郡御嵩町御嵩1239- 1	0574-66-2002
白川村地域包括支援センター	大野郡白川村鳩谷517	05769-6-1311
神戸町地域包括支援センター	安八郡神戸町大字神戸111 1	0584-27-1158
輪之内町地域包括支援センター	安八郡輪之内町四郷2530 -1	0584-68-2766
安八町地域包括支援センター	安八郡安八町氷取161	0584-64-7104
揖斐川町地域包括支援センター	揖斐郡揖斐川町三輪133	0585-23-1341
大野町地域包括支援センター	揖斐郡大野町大字大野80	0585-35-5369

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
池田町地域包括支援センター	揖斐郡池田町本郷1628-2	0585-45-8123
瑞穂市地域包括支援センター	瑞穂市別府1283	058-327-4118
本巣市地域包括支援センター	本巣市下真桑1199-1	058-324-5166
北方町地域包括支援センター	本巣郡北方町長谷川1-1	058-323-5540

(2023年4月1日現在)

○生活困窮者自立相談支援窓口

生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）に基づき、生活保護を受けていない方で生活に困窮した方に寄り添いながら支援を行います。

暮らしにお困りの方は、お住いの地域の窓口にご相談ください。

区域	窓口名	所在地 電話番号
岐阜市	岐阜市生活・就労サポートセンタ ー	岐阜市司町40番地1 058-265-3777
大垣市	大垣市生活支援相談センター	大垣市馬場町124 0584-75-0014
高山市	高山市福祉サービス総合相談支援 センター	高山市花岡町2-18 0577-35-3002
多治見市	生活相談センター	多治見市太平町2-39-1 0572-23-6332
関市	関市暮らし・まるごと支援センタ ー	関市若草通3-1 0575-23-5444
中津川市	中津川市生活相談センター うい ず	中津川市かやの木町2-5 0573-66-1111
美濃市	美濃市福祉子ども課	美濃市1350 0575-33-1122
瑞浪市	生活困窮者自立相談支援窓口	瑞浪市樽上町1-77 0572-68-4148
羽島市	羽島市役所福祉課 生活困窮者自立相談支援窓口	羽島市竹鼻町55 058-392-1111
恵那市	恵那市生活・就労サポートセンタ ー	恵那市大井町727-11 0573-25-6424（社協内窓 口） 0573-26-2214（市役所内窓 口）
美濃加茂市	美濃加茂市心と暮らしの相談窓口 （生活困窮者自立相談支援窓口）	美濃加茂市太田町3431-1 0574-25-2111（内線 341）

区域	窓口名	所在地 電話番号
土岐市	生活・就労サポート土岐	土岐市土岐津町土岐口 2101 0572-54-1357
各務原市	生活相談センターさぽーと	各務原市那加桜町 2-163 058-383-7610
可児市	可児市生活サポートセンター	可児市今渡 682-1 0574-61-2525
山県市	生活困窮者自立相談支援窓口	山県市高木 1000-1 0581-22-6837
瑞穂市	瑞穂市社会福祉協議会 福祉総合相談センター	瑞穂市別府 1283 058-327-8668
飛騨市	飛騨市総合福祉課 地域生活安心支援センター	飛騨市古川町若宮 2-1-60 0577-73-7483
本巣市	本巣市社会福祉協議会 地域福祉課	本巣市上保 1261-4 058-320-0531
郡上市	ふくし相談支援センター	郡上市大和町徳永 585 0575-88-9988
下呂市	すまいるげろ	下呂市森 883-1 0576-23-0783
海津市	海津市くらしサポートセンター	海津市海津町高須 515 0584-52-1710 0120-108-022 (フリーダイヤル)
岐南町 笠松町 北方町	岐阜県生活困窮者自立相談 支援窓口 (岐阜地域)	岐阜市下奈良 2-2-1 058-268-6187 0800-200-2536 (フリーダイヤル)

区域	窓口名	所在地 電話番号
垂井町 関ヶ原町 養老町 安八町 神戸町 輪之内町	岐阜県生活困窮者自立相談 支援窓口（西濃地域）	大垣市江崎町 422-3 0584-83-2011 0800-200-2532（フリーダイヤル）
揖斐川町 大野町 池田町	岐阜県生活困窮者自立相談 支援窓口（揖斐地域）	揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 0585-21-1811 0800-200-2537（フリーダイヤル）
坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村 御嵩町 白川村	岐阜県生活困窮者自立相談 支援窓口（中濃地域）	美濃加茂市古井町下古井 2610-1 0574-24-3115 0800-200-2538（フリーダイヤル）

（2023年4月1日現在）

○岐阜県内の定時制高校一覧

校 名	所 在 地
岐阜県立岐阜商業高等学校	岐阜市則武新屋敷 1816-6
岐阜県立岐阜工業高等学校	羽島郡笠松町常盤町 1700
岐阜県立華陽フロンティア高等学校	岐阜市西鶉 6-69
岐阜県立大垣商業高等学校	大垣市開発町 4-300
岐阜県立大垣工業高等学校	大垣市南若森町 301-1
関市立関商工高等学校	関市桐ヶ丘 1-1
岐阜県立加茂高等学校	美濃加茂市本郷町 2-6-78
岐阜県立東濃フロンティア高等学校	土岐市泉町河合 1127-8
岐阜県立中津高等学校	中津川市中津川 1088-2
中津川市立阿木高等学校	中津川市阿木 119
岐阜県立飛騨高山高等学校	高山市下岡本町 2000-30

(2023年4月1日現在)

○岐阜県内の通信制高校一覧

校 名	所 在 地
岐阜県立華陽フロンティア高等学校	岐阜市西鶉 6-69
学校法人電波学園ぎふ国際高等学校	岐阜市橋本町 3-9
学校法人石井学園啓晴高等学校	岐阜市高砂町 2-8
学校法人石井学園城南高等学校	岐阜市細畑 1-10-14
学校法人平野学園清凌高等学校	大垣市清水町 65
学校法人福田学園西濃桃李高等学校	大垣市郭町 3-209
学校法人安達学園中京高等学校	瑞浪市土岐町 7074-1
岐阜県立飛騨高山高等学校	高山市下岡本町 2000-30

(2023年4月1日現在)

(4) 用語集

本計画における用語は以下の意味で使用しています。

(50音順)

	用語	意味
エ	SNS	ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことである。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。
カ	覚醒剤取締法	覚醒剤の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、その輸入、所持、製造、譲渡、譲受及び使用に関して必要な取締を行うことを目的とした法律。
	仮釈放	刑事施設に収容されている人を収容期間満了前に仮に釈放して更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的とした制度。なお、仮釈放などの期間中は保護観察に付される。
	科料	刑罰として、ある金額をとりたてるもの。軽い犯罪に科する。額は千円以上一万円未満。(刑法第 17 条) (行政罰の「過料」とは異なる。)
キ	起訴	被疑者が犯罪をしたことが証拠上明白であって、その訴追が必要であると判断する場合には、裁判所に起訴状を提出して起訴する。
	起訴猶予	被疑者が犯罪をしたことが証拠上明白であっても、被疑者の性格、年齢、境遇、犯罪の軽重と情状、犯罪後の状況により訴追を必要としないと判断される場合に、検察官の判断により起訴を猶予して不起訴とすること。
	岐阜県住宅確保要配慮者	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則及び岐阜県住宅確

		<p>保要配慮者賃貸住宅供給促進計画に定められている。</p> <p>【法律で定める者】 低額所得者（月収15.8万円以下）、被災者（発災後3年以内）、高齢者、障がい者、子ども（18歳の年度末まで）を養育している者</p> <p>【省令で定める者】 外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV 被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者、東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）</p> <p>【計画で定める者】 U1Jターンによる転入者、ひとり親世帯、新婚世帯（婚姻届提出後2年以内。事実婚を含む。）、児童養護施設等退所者、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者（生活支援等のために施設や対象者の住宅等の近隣に居住する必要がある者に限る。）、海外からの引揚者、原子爆弾被爆者、戦傷病者、LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）等の性的少数者。</p>
<p>岐阜県住宅確保要配慮者居住支援法人</p>		<p>住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助などを実施するものとして岐阜県が指定する法人。</p>
<p>岐阜県精神保健福祉センター</p>		<p>県内における精神保健福祉活動の中核的機関として県民の精神的健康の保持増進を図るとともに、こころの病の予防から精神障がい者の社会復帰に至るまでの課題について、専門的かつ総合的に対応している。</p>

	岐阜県総合人材チャレンジセンター	「ジンチャレ！」の愛称で呼ばれる同センターは、岐阜県中小企業総合人材確保センターの就労支援部門。若年層から中・高齢者まで幅広い求職者の就職に関する悩みなどに、キャリアカウンセラーが対応している。
	岐阜県地域生活定着支援センター	高齢又は障がい有るために福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等について、出所後等に直ちに福祉サービス等につなげるための支援を、保護観察所と協働して進める事業を実施している。
	岐阜県地域福祉支援計画	地域福祉の推進を図るための市町村地域福祉計画の達成を広域的な見地から支援することを目的に、社会福祉法第108条の規定に基づいて策定する計画
	岐阜県福祉人材総合支援センター	深刻な担い手不足が続く福祉の職場に人を呼び込むとともに、人材のスキルアップや定着支援の実施、福祉業界のイメージアップにつながる啓発や情報提供、研修情報の一元的発信などに取り組む福祉人材の総合的な支援拠点。
	矯正施設	刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を合わせて矯正施設と呼ぶ。
	矯正処遇	受刑者の資質や環境に応じ、改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適應する能力の育成を図ることを目的として行われる作業（生産作業、自営作業、職業訓練）、改善指導及び教科指導。
	協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
	禁錮	禁錮は、刑事施設に拘置することであって、所定の作業義務を科さない刑罰のうち長期のもの（刑法第13条）
ケ	刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所を合わせて刑事施設と呼ぶ。
	刑法犯	刑法及び次の特別法※の罪並びに道路上の交通事故に係るもの以外をいう。 【特別法※】

		<p><1>爆発物取締罰則 <2>決闘罪に関する件 <3>暴力行為等処罰法 <4>盗犯等の防止及び処分に関する法律 <5>航空機の強取等の処罰に関する法律 <6>航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 <7>人質による強要行為等の処罰に関する法律 <8>組織的犯罪処罰法 <9>火炎びんの使用等の処罰に関する法律 <10>流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法 <11>サリン等による人身被害の防止に関する法律 <12>公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律 <13>公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律。</p>
	刑務所	主として受刑者を収容し、処遇を行う施設。
	検察庁	警察から送致された事件等について、捜査し、起訴・不起訴の処分を行い、裁判では犯罪事実を立証して適正な刑罰の適用を求め、裁判の執行を指揮監督する。
コ	更生保護法人	更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて、更生保護事業を営む民間団体。更生保護法人は、更生保護施設を置いて、被保護者に対する宿泊所の提供、帰住のあっ旋、金品の給貸与、生活の相談等を行ったり、罪を犯した者の更生を助けることを目的とする事業に対する助成や連絡調整、これらの事業の啓発等を行っている。
	拘置所	刑事裁判が確定していない未決拘禁者等を収容する施設。
サ	再犯防止啓発月間	再犯防止推進法第6条には、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、7月を再犯防止啓発月間とする旨が定められている。
シ	実刑	裁判で言い渡される懲役・禁錮等身体の拘束を伴う刑。
	執行猶予	「執行猶予」は刑の執行が猶予された状態。猶予されている期間は、刑務所に入ることはない。執行猶予に付された人が再び罪を犯したりすることなく、

		<p>その猶予期間を無事に過ごしたときは、刑の言渡しそのものが効力を失い、将来まったくその刑の執行を受けることがなくなる。</p> <p>しかし、猶予期間内に再び犯罪をするなどしたときは「猶予」が取り消され、刑務所に入ることとなる。</p> <p>「執行猶予」には、刑の全部の執行猶予と刑の一部の執行猶予がある。</p> <p>以前に懲役刑や禁錮刑に処せられたことがないなど一定の条件を満たす者が、判決で3年以下の懲役もしくは禁錮又は罰金の言渡しを受けたときは、情状により、刑の全部の執行（刑務所に入ること）を1年から5年の範囲で猶予することが可能。</p> <p>また、同様に3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要かつ相当である場合に、その刑の一部の執行を1年から5年の範囲で猶予することが可能。</p>
	<p>社会を明るくする運動</p>	<p>「社会を明るくする運動」はすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、2023年で73回目を迎えた。</p>
	<p>住宅セーフティネット制度</p>	<p>「新たな住宅セーフティネット制度」は、平成29年10月25日に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴って始まった制度であって、高齢者や障がい者、所得の低い方等住宅の確保に配慮が必要な方（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対して、空き家・空き室を活用し住宅セーフティネット機能を強化する制度で、次の3本の柱から成り立っている。</p> <p>1 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット登録住宅）の登録制度</p>

	<p>2 登録住宅の改修や入居者への経済的な支援</p> <p>3 住宅確保要配慮者に対する居住支援</p>
就労準備支援事業	<p>一定の能力はあるものの離職期間や未就労期間の長期化等により就労意欲が低く、日常生活面や社会生活面で課題を抱えた生活困窮者に対し、寄り添いながら日常生活・社会生活の自立と就労意欲の喚起及び就労自立を図ることを目的とした事業。</p>
出院	<p>退院又は仮退院の事由により少年院を出ること。</p>
少年院	<p>家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。</p>
少年鑑別所	<p>少年鑑別所は、(1)家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、(3)地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設。</p>
少年警察ボランティア	<p>警察本部長から「少年補導員」として、岐阜県公安委員会から「少年指導委員」として委嘱された地域の方々が、少年の非行防止と健全育成を図るための活動を行っており、これらの方々の総称。</p>
少年刑務所	<p>主に懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇等を行う（ただし、少年及び26歳未満の成人を主に対象とする。）ことを業務とする法務省所管の施設。</p>
人権啓発フェスティバル	<p>国際連合では、世界人権宣言の採択日である12月10日を「人権デー」と定め、日本では、「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日～10日）を「人権週間」としている。</p> <p>すべての人々の人権が尊重される豊かで安心できる成熟した社会の実現を図っていくために全国各地で人権啓発活動が実施されている中、岐阜県が開催する啓発活動が「人権啓発フェスティバル」になる。</p>

セ	生活困窮者 自立相談支 援窓口	自立相談支援機関の相談支援員が、生活にお困りの方からの相談を受け、必要な情報提供及び助言を行い、事業利用のための支援プランを作成した上で、自立に向けた支援を行う窓口。
	生活保護	生活保護は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、国が国民の最低限度の生活を保障する制度。
タ	大麻取締法	大麻の用途を学術研究及び繊維・種子の採取だけに限定し、大麻の取扱いを免許制とすることで免許を有しない者による大麻の取扱いを禁止することを目的とした法律。
チ	地域包括支 援センター	各市町村において、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関
	懲役	懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせること。（刑法第12条）
ノ	農福連携	障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。
ハ	罰金	罰金は裁判により刑罰として科せられたものであり、必ず、所定の期間内に検察庁に納付しなければならない。額は1万円以上となるが、1万円未満に減額することも可能。（刑法第15条）
	犯罪被害者 週間	「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間（11月25日から12月1日まで）を犯罪被害者週間と定め、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的としている。
ヒ	被疑者	犯罪をした疑いがあり、捜査の対象とされている者で起訴されていない者。

	被疑者等支援業務	刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等が高齢又は障がいにより自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う。
	非行少年	犯罪少年（罪を犯した少年（犯行時に 14 歳以上であった少年）をいう。）、触法少年（14 歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。）、 <small>レ</small> 犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。）の総称。
	被告人	捜査機関によって犯罪の疑いをかけられ、検察官から起訴された者。
フ	婦人補導院	売春防止法第 5 条（勧誘等）の罪を犯して補導処分に付された満 20 歳以上の女子を収容し、規律ある明るい環境のもとで、社会生活に適應させるために必要な生活指導及び職業補導、その更生の妨げとなる心身の障がいに対する医療を行い、社会で自立して生活できる女性として復歸させることを目的としている国立の施設。補導処分の期間は 6 か月。
ホ	保護観察官	犯罪をした人や非行のある少年に対して、通常 <small>ノ</small> の社会生活を送らせながら、その円滑な社会復歸のために指導・監督を行う「社会内処遇」の専門家。
	保護観察	犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもの。保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者の計 5 種の人 <small>ノ</small> がその対象となる。
	保護観察所	各地方裁判所の管轄区域ごとに全国 50 か所に置かれ、更生保護の第一線の実施機関として、(1)保護観察、(2)生活環境の調整、(3)更生緊急保護、(4)恩赦の上申、(5)犯罪予防活動 などの事務を行っている。

		また、医療観察制度による処遇の実施機関として、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした人の、(1)生活環境の調査、(2)生活環境の調整、(3)精神保健観察などの事務も行っている。
	保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されない。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。
マ	麻薬及び向精神薬取締法	麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製剤、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずること等により、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とした法律。
	満期釈放	仮釈放にはならず、全ての刑期を満了して釈放されること。

※出典：関連省庁のホームページ、岐阜県ホームページなど

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶺鴒などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます